

協会からのお知らせ

新規事業のご紹介

平成14年度補正予算による「官民連携起業手続一元化事業(会社設立ポータル研究開発・実証事業)」について

1. はじめに

(1) これまでの経緯

経済産業省は、すべての国民がIT(情報通信技術)のメリットを享受でき、また、ITの活用を通じた新規事業の創出と既存産業の効率化を達成するため、電子政府・公共分野の情報化や情報セキュリティ対策、情報通信技術開発などの施策を推進しています。電子政府の実現において根幹となる電子申請システムについても、同省を始めとする政府及び地方公共団体において整備されるとともに、民間分野においても電子的に各種申込等(以下「電子申込」という。)が可能となりつつあります。これらの電子申請・申込システムの特長は、場所・時間の制約を無くすことにより利用者の便益を向上する点にあります。しかしながら、一つの手続を完結するまでには、行政、民間の様々な機関が関与することが多く、これらの電子申請・申込システムの連携無しには、この特長を最大限に活かすことはできません。

これを解決するためには、当該手続に関して官民が遂行する業務が連携することが必要であり、換言すれば電子政府の推進において官民連携は重要なポイントであると言えます。

財団法人ニューメディア開発協会(以下「当協会」という。)においては、経済産業省からの委託により、最近では以下の各種事業を推進して来ました。

(a)「XML文書対応インターネット電子申請システム」(平成8年度補正予算)「インターネットによる汎用電子申請システム」(平成10年度補正予算)等の事業において、我が国で最も早くから電子申請のシステム開発を実施、平成12年度からは経済産業省の汎用電子申請システム(ITEM2000)の開発及び試行。

(b)「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業(以下「IT装備都市研究事業」という。)(平成12年度補正予算)で、特に公共分野において共通的に利用されることを想定しつつ、ICカードシステムを中心とした情報システムを複数の地域において各々に導入し、その効果等を広範に検証するために、マルチアプリケーション対応ICカードの研究開発や行政サービス、民間サービスのためのICカードアプリケーションの研究開発。

(c)「IT装備都市研究事業を基礎とした先進的ICカードアプリケーション開発・実証事業(以下「先進アプリ開発・実証事業」という。)(平成13年度補正予算)では、このIT装備都市研究事業の実施内容を活用してICカードの利用をさらに促進する先進的なアプリケーションの研究開発及び実証実験の支援業務を実施。

(d)「IT装備都市研究事業を基礎としたコミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業(以下「CDC事業」という。)(平成14年度補正予算)では、官民連携により実現され、地域コミュニティの活性化、情報化等に資するデータセンターであるコミュニティ・データセンター(CDC: Community Data Center)に関する研究開発・実証の支援。

(2) 課題

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(オンライン化通則法)」及び同整備法が、平成14年12月6日の臨時国会において成立したことにより、国、地方公共団体、特殊法人等を通じ、整備法に規定した以外の法令に規定のあるすべての手続(行政機関間の手続、不利益処分等を含む。)を書面だけではなく、オンラインで電子的に行えることとなりました。

政府では、平成14年7月、各府省の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プランを改訂し、平成15年度までに、全府省で約52,000手続(経済産業省では約7,300手続)をオンライン化する計画を発表しており、各府省は、電子申請システムを整備し、サービスを開始するところです(e-Japan重点計画2002)。

さらに、政府では、平成14年9月にIT戦略本部のもとに、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議を設置し、全府省が協力、連携する政府全体の情報化推進体制を確立したところです。

CIO連絡会議では、平成15年3月末で期限の切れる各府省行政情報化推進計画を抜本的に見直し、平成15年3月までに全体で電子政府構築計画の枠組みを、平成15年6月までに各府省において、電子政府構築計

2. 事業内容について

画を策定するべく検討中です。この中で、国民の利便性、行政サービスの向上（ワンストップサービスの拡充、利用者視点に立ったシステム及び行政ポータル整備、サービス改善）は、主要検討課題の一つとなっています。

この電子政府構築計画を進めるに当たっては、国民等の利用者が何らの手続を行う場合、行政、民間の様々な機関の制度や手続が絡み合ったり、手続全体の複雑性・専門性を理解するのに時間、費用を要するために電子化による恩恵が得られにくくなることや、官と民の業務連携についても安全性、公平性への配慮、民間においては事業性が不明確なことから実現に向けてのインセンティブが働きにくくなっているという課題が挙げられています。

例えば、会社設立のための手続では、公証人制度（定款の認証）、登記制度（法人登記）等、様々な制度が存在しており、その連携や電子化に関しては、様々な官公署の関与が必要となります。

さらに、銀行への資本金等の振込、事務所の賃貸契約、その他、民間の手続も存在し、官民が連携することによる利用者の利便性を向上することが可能となります。

(3) 事業の目的

このような状況を踏まえ、経済産業省では、「平成14年度官民連携起業手続一元化事業（以下「本事業」という。）」（平成14年度補正予算）において、会社設立に必要な公的な申請から、不動産業や銀行等の関連民間への申込みまでを一体的に実施可能な「会社設立ポータル」を含めた官民連携電子手続一元化サービスを提供し、本格的な電子化における問題点を明らかにすることとなりました。当協会は、経済産業省より、本事業の委託を受け、事業の全体監理、研究開発及び実証実験を行うこととなりました。

本事業をより効率的かつ効果的に実施するため、上述のような目的に照らして、本事業に関する研究開発及び実証実験を実施する研究員を広く一般から募集（募集は終了）し、事業を開始しています。

IT装備都市研究事業、先進アプリ開発・実証事業及びCDC事業等における成果（官民連携に関するノウハウや課題等）を踏まえ、官民連携電子手続一元化サービスを提供する官民連携ポータル（GPP：Government Private Portal）方式による「会社設立ポータル」の研究開発及び実証実験を行う研究員を下記の要領で公募及び選定し、本事業を実施します。

(1) 官民連携ポータル（GPP）方式について

(a) 定義

官民連携ポータル（GPP）方式とは、官民の連携を基礎として、行政の各種電子申請業務と民間の各種申込業務とを集約し、利用者側の視点において、一連の手続があたかも一つの機関で処理できるかのように見える「総合電子手続一元化窓口」としての役割を果たすインターネット・サイトです。

(b) 要件

官民連携ポータル（GPP）方式の要件は以下のとおりです。

- 要件1：官民の電子手続業務が連携していること。
- 要件2：複数の行政（府省、地方公共団体等）への申請窓口を集約していること。
- 要件3：各省から発出される電子公文書等を取り扱えること。
- 要件4：行政の電子申請部分に関しては、行政の電子申請システムへのリンクのみならず、実際に府省、地方公共団体と調整の上で、全部又は一部の電子申請が実施できること。
- 要件5：民との連携においては、公平性を保てる仕組みを有すること。
- 要件6：官民の連携において、安全性確保及びトラブル時の責任分担の仕組みが明確であること。
- 要件7：官民連携ポータルの継続的な運用について事業性を有すること。
- 要件8：ポータル利用により利用者並びに関係の官公署及び民間に有益性をもたらすこと。
- 要件9：単に手続を行うだけでなく、書式や記入例、サンプルデータ、関連情報等の提供、ヘルプデスク機能等、利用者を支援する機能を有すること。

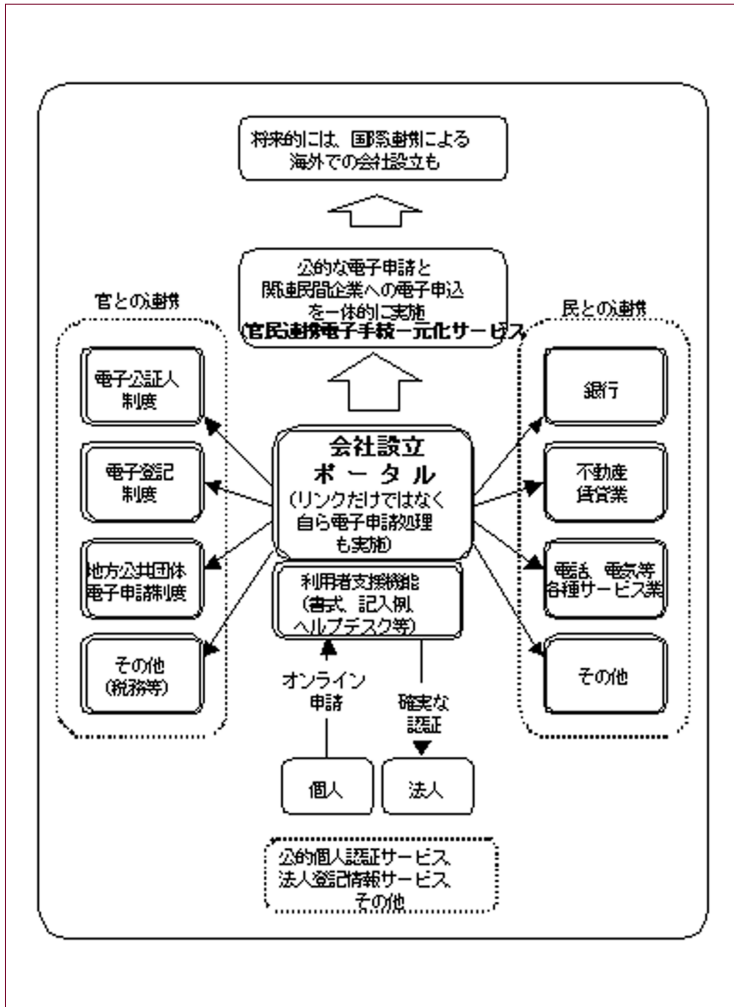


図1 官民連携ポータル(GPP)方式のイメージ

(c) 官民連携ポータル(GPP)方式のイメージ
官民連携ポータル(GPP)方式のイメージを図1に示します。

(2) 実施内容

(a) 会社設立ポータルに関する研究

- 会社設立に関する官民の各種手続の分析及び最適化
- 官民関係機関の役割分担の検討
- 書式や記入例、関連情報の提供、ヘルプデスク機能、起業シミュレーション機能等、利用者を支援する機能の検討 等

(b) 官民連携ポータル(GPP)が提供するサービス、機能の研究

- 官民連携電子手続一元化を効率化する情報、サービスの提供、機能の研究
- 上記サービス、機能の効率的な実現方法の研究 等

(c) 官民連携ポータル(GPP)に関する技術的要件の検討

- 関連官公署の電子申請システムとの接続、代理人申請、セキュリティ、個人情報保護 等

(d) 官民連携ポータル(GPP)の運用方法の研究

- 官民連携ポータル(GPP)の実施体制に関する研究
- 官民連携ポータル(GPP)ビジネスモデルの研究
- 安全性、公平性を確保するための仕組みの研究 等

(e) システム開発及び実証実験

- 上記(a)～(e)の実現に必要なシステムの研究開発
- 官民連携ポータル(GPP)の実現性、有用性、効果等を検証するための実証実験の実施

(f) 研究開発及び実証実験の結果の分析・検証

- 研究開発及び実証実験の結果の定性的・定量的評価、分析及び検証

3. 実施体制と実施期間等

実施体制を図2に示します。

本事業は、平成14年度補正予算による事業として執行が可能な期間において実施します。

なお、経済産業省から当協会が受託した本事業の事業総額（国費充当額）は、約3億円です。

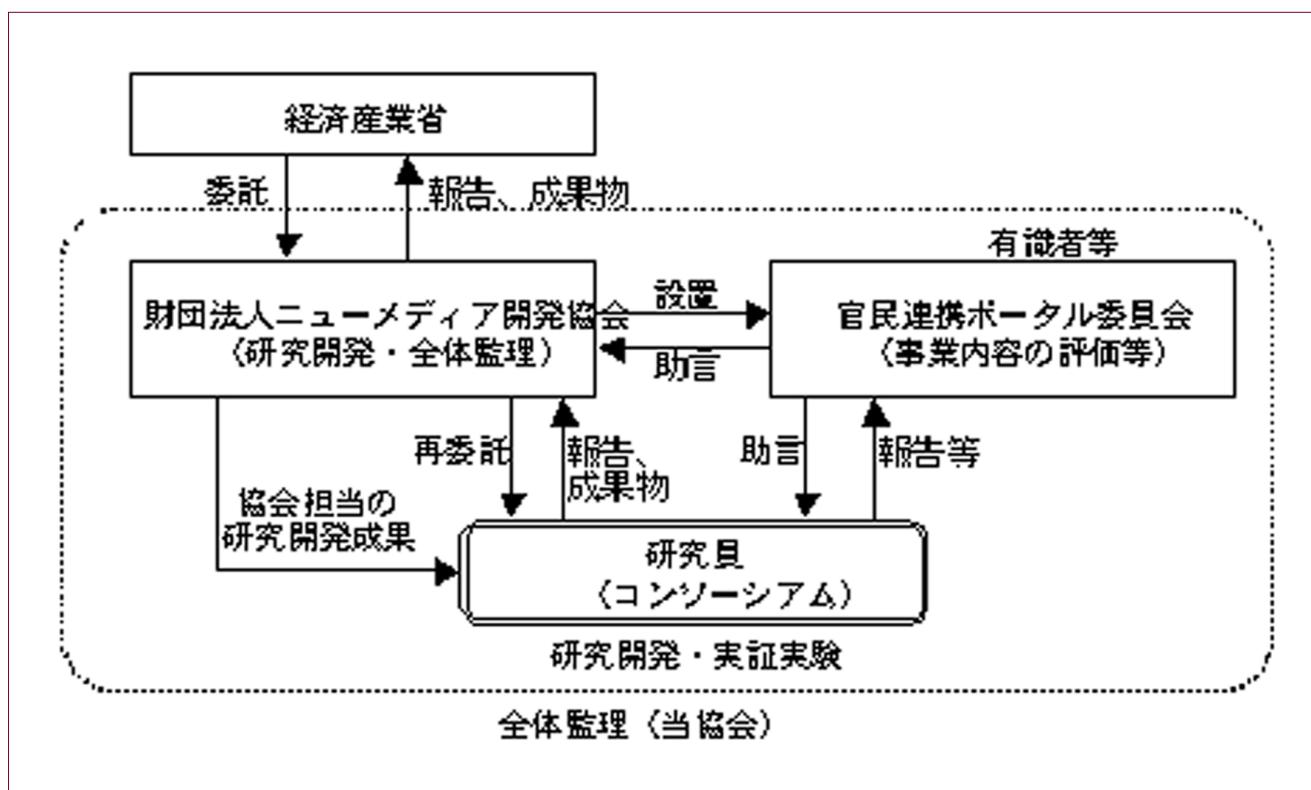


図2 事業の実施体制

【編集後記】

寒かった冬が終わり、春の息吹が聞こえます。事務所から見える陽光が、日増しに強くなってきました。今号が発行されるころには、草木が活動を開始し、やがて美しい花々が咲きそろうことでしょう。自然の営みは本当にありがたいことです。毎年繰り返される太陽と地球の位置関係が、日本の春夏秋冬(それと梅雨と秋雨)をもたらすことは理屈ではわかっているのですが、いまだに宇宙の不思議を感じます。

ここ数年の間に、事務所の窓から見える外の風景が大きく変わりました。前にも右にも左にも、超高層ビルがニョキニョキと建設され、素晴らしい光景がみられます。人類の現れる前の地球の歴史を振り返れば、高度に発達した段階で、すでに種の崩壊が始まっているようです。この豊かな地球環境が、遠い子孫の代までも残ることを願っています。(TI)